

スパムメール被害実態調査・法制度の研究

A Research on Injury by “Spam Mails” and Legal Measures

キーワード

スパムメール、迷惑メール、広告メール、電子メール、自主規制、対立型対策、共生型対策

1. 調査の目的

近年インターネットの世界では、無差別に大量配信されているスパムメールなどの「悪質な迷惑メール」^注によって様々なトラブルが引き起こされ、社会問題化し注目を集めている。

こうした悪質な迷惑メールは、ISP やホスティングサービス事業者にとっては、各種リソースを圧迫されたり、ユーザからの苦情対策などでコスト増大の要因となる一方、一般のインターネットユーザにとっても、メール選別の手間や見たくないメールを見せられることによる心理的苦痛などの負担を強いており、社会的な対応を求める声が日増しに高くなってきている。

本研究は、スパムメール等による各種損失・被害の実態を明らかにするとともに、ユーザや ISP 等のスパムメールに対する防御手段・対策意識の実態を把握することによって、スパムメール対策の考え方、被害の防止・軽減方策を明らかにすることを目的としている。

注：現在、社会問題となっているスパムメールには様々な考え方があり、その定義に定説はない。この調査では（コンピュータウイルス添付メールなども含め）受信者にとって不愉快・被害を及ぼす電子メールを「迷惑メール」としてとらえ、スパムメールもその一種であるという考え方に立っている。今回の調査では、以下の内容のようなメールをスパムメールとして定義した。

- ・ 事前承諾無し、オンラインアンケートなど
- ・ 勝手に送りつけられてくる広告メール全般（出会い系サイト含む）
- ・ アダルト情報や公序良俗に反する内容が記載されたメール（有料・無料に関わらず）
- ・ 虚偽の情報を含んだメール（ネズミ講・怪文書・偽ウイルス警告など）
- ・ チェーンメール（不幸の手紙など）
- ・ メールボムなどと呼ばれる大量のメールや、意味も無い大容量のデータ添付メール

2. スパムメール被害の実態と対策の現状

本研究では、スパムメール被害の実態や対策の現状を明らかにするために、携帯電

話と PC の両方で電子メールを利用している利用者 (1,113 名) および、ISP (インターネット・サービス・プロバイダ) のメールサーバ管理者 (195 社) を対象としたアンケート調査を実施した。

(1) スпамメールの現状

- ・利用者も ISP も 9 割以上がスパムメールを問題視している。9 割以上の利用者が何らかの迷惑メールを受信した経験がある。
- ・スパムメール受信経験者の 8 割は出会い系サイトなどの広告メールを受信している。1 日あたり平均すると、パソコンで 3.3 通、携帯電話で 2.7 通スパムメールを受信している。中には 1 日あたり 50 通以上スパムメールを受信している利用者もあった。

(2) スпамメール被害の実態

- ・スパムメール被害として、利用者の 5 割が「意図しない不必要な課金」と「削除に貴重な時間を費やしてしまった」ことを指摘している。年齢層が上がるとともに「不必要な接続料金」の回答が減少し、「削除に貴重な時間を費やした」や「不快な思いや体験をした」という回答が増加。
- ・ISP の 9 割は、スパムメールが原因となりトラブルを経験している。トラブルの内容はクレーム対応 5 割、不正中継利用が 4 割。サーバダウンなどの障害が 2 割。

(3) スпамメール対策

- ・スパムメール対策では 9 割の利用者が「スパムメールを受信したらとにかく削除している」と回答している。フィルタリングや受信拒否設定など、何らかのスパムメール予防策を講じている利用者は半数以下しかいない。
- ・ISP の 8 割は不正中継防止などの何らかのスパムメール対策を実施しており、5 割の ISP は送信元が自社ユーザと判明した場合、警告や退会処分も行っている。
- ・利用者は ISP に、ISP はユーザに何らかの対策を望む傾向にあり、利用者も ISP も 9 割以上が、行政側に法規制などの対策を期待している。ただし、利用者はプライバシーの侵害 (メール内容のチェック) を、ISP は負担が増加することを懸念している。

3. スпамメール対策にむけて

スパムメールに対する社会的なルールの確立が急務。法的に規制しても技術的にスパムメールを根絶することは難しく実効上問題は残るだろうが、法的に規制することにより、社会全体で連携した対策をとることが可能になることが重要である。

しかしスパムメールへの不愉快さが主観的なものである以上、今まで同様に受信者の被害軽減（不愉快さの軽減、メール削除の手間の軽減）のためには、不愉快なメールを受信しないですむようにする「自衛的対策」が基本となることに変わりはない。ユーザの自衛的な手段を増やすような対策が求められる。

現在検討されているスパムメールの発信者の処罰やスパムメールの流通阻害という対策は、スパムメールを排除しようという、いわば「対立型」の対策である。規制すべきメールの定義を受け取った側の判断に委ねるという観点から考えると、現状ではスパムメールと考えられているメールも一定のルールのもとで流通させるという「共生型」と呼べるような対策も考えられる。ただし排除する際の対策は「対立型」のものとなるので、共生型は、対立型と併用する対策ということになる。

スパムメールを法的に規制し、自衛的対策を充実させるだけでは、スパムメール対策としてはまだ不十分であり、ユーザ、ISP、行政などが互いに連携しながら対策をとっていくことが重要である。

【対策の方向性】

a. 自衛的対策

スパムメールをフィルタリングする機能を向上させるようなソフト開発や、携帯電話の端末へのフィルタリング機能の実装などの対策が求められる。受信拒否・指定受信・フィルタリングといった機能は、ISP や各携帯電話キャリアでも供給でき、こうした事業者による多様なスパムメール対策サービスの開発と提供も推進されるべきである。ただし、メールの内容チェックを行うことができるように約款などを整備することや、スパムメール対策のサービス利用や内容をユーザ自ら設定し、変更できるようにすることが重要である。そのような環境を行政側が整えていくことも必要。

b. 対立型対策

どのようなメールあるいは行為が規制されるべきかをルール化し、規制対象となるメール（あるいは規制対象となるメールの送り方）をした発信者を処罰する。発信者を補足する過程で ISP 事業者の捜査への協力は必須となる。

メール発信者だけではなく、スパムメールによって広告を行った広告主とメール発信者を連座制で処罰の対象とすることも検討してよいのではないか。

c . 共生型対策

広告メールなどの発信者を組織化し、そこで社会が受け入れられるような自主規制ルールを作成する。その上で、ルールに沿った広告メールの流通は認めるようにする。自主規制ルールには、発信者団体への加入時に住所等の登録を義務づける一方で、ユーザがフィルタリングしやすいような情報（キーワードなど）の付加や発信元情報明記のヘッダ情報の改ざん禁止などを盛り込むことなどが考えられる。確信犯に対しては対立方対策における発信者処罰を行うことも必要になる。